

【記載上の留意点】

- ・代表者の氏名及び住所のみならず、質問等を受け付ける担当部署の名称、連絡先を明記しておくことが望ましい。特に連絡先には住所、電話番号、ファックス番号、インターネットのメールアドレスやホームページのURL等できる限り多くの連絡手段が明示されていることが望ましい。

(2) 対象事業の目的及び内容

事業特性把握の結果から、技術指針で定める次の項目についてできる限りわかりやすく具体的に記載する。

- ア 対象事業の目的（事業の背景や必要性の記述を含む）
- イ 対象事業の名称
- ウ 対象事業の種類
- エ 対象事業の規模
- オ 対象事業が実施されるべき区域（図面・空中写真情報として提示、位置・区域が未確定の場合には立地を検討する範囲を示すものとし、関連工事の位置・区域も含めるものとする。）
- カ 工作物の種類、規模及び配置計画その他の土地の利用の概要
- キ 工事の実施に係る工法、期間及び工程計画の概要
- ク 切土、盛土その他の土地の造成を行う場合にあっては、当該土地の造成の概要
- ケ 土石の捨場又は採取場を設置する場合にあっては、当該土石の捨場又は採取場の概要
- コ 対象事業の実施後の土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動の内容の概要
- サ 対象事業に密接に関連して行われる事業の内容の概要
- シ その他対象事業に関する事項

【記載上の留意点】

（事業計画決定の流れと検討の経緯）

- ・本来、調査・予測・評価手法の方針検討に当たっては、環境影響評価手続に際して事業者が合意を得ようとしている事業内容の範囲が明確でなければならない。そのため方法書においては、対象事業の計画決定と事業実施に関する全体の流れの中で、環境影響評価手続がどのような段階から始められたのかを明らかにし、その上で環境影響評価手続を通じて事業者が選択可能と判断する事業計画変更や環境保全措置等に関する選択肢の幅と、それが規定されるに至った経緯（事業計画決定、立地選定の過程と手続）についてはできるだけ正確に住民等に提示することが望ましい。

（環境の保全・創出に向けての方針）

- ・事業者が環境保全・創出に向けての基本的方針や取組みの姿勢をあらかじめ明確にしておくことは、評価手法選定の際に事業者の判断を第三者が理解する上で有効な材料となることから、方法書作成段階でも可能な限り明記しておくことが望ましい。

(3) 対象事業が実施されるべき区域及びその周辺の概況

地域特性把握の結果から、地域概況調査において収集・整理した基礎情報に基づき、事業地及びその周辺地域における主要な環境要素と事業地との関係を整理し、分布図や模式図、一覧表等を用いてわかりやすく解説する。

【記載上の留意点】

- ・情報の整理・解説に当たっては、環境影響評価の対象とすべき要素の選定根拠や影響可能性の判断材料として参照されることを念頭において、第三者の理解が得られるような手順や表現方法を用いて記載する必要がある。

(4) 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

次に示す事項について、事業者が検討した内容を図表等を用いてわかりやすく記載する。

ア 影響の種類と範囲

地域特性把握の結果から得られた、主要な要素と事業地との関係性に関するデータに基づき、概ね次に示すような影響が生じる可能性の有る範囲を、事業計画の内容に照らして各影響の種類ごとに想定する。なお、この段階での範囲の想定は、安全側に立ってできる限り広めに想定しておくことが望ましい。

イ 環境影響評価の対象とすべき項目と要素

先に想定した影響の範囲内に、地域特性把握で抽出された主要な要素がひとつでも存在した場合には、当該項目を環境影響評価の対象項目として選定する。

また、主要な要素のうち影響の範囲内に含まれるものを調査・予測・評価の対象とすべき要素として抽出し、事業地との関係性や要素の価値認識等の対象とすべき理由を示した上で、地域特性把握の結果から得られた情報に基づきその概要を一覧表にとりまとめる。

さらに、事業特性把握の結果から抽出した影響要因と抽出された対象とすべき要素と影響の種類との関係を、影響要因の細区分－対象とすべき要素のマトリックス表として整理する。なお、影響要因については、それぞれの事業に係る技術指針に記載されている標準項目のマトリックス表における影響要因の区分欄を参照しながら、対象とする事業の内容に則して工事中及び存在・供用時といった影響の発生する時期及び内容に応じて抽出・整理する。

なお、この段階で想定される影響の範囲内に主要な要素が含まれていない場合にあっても、この時点で判断の根拠とした情報が十分でない場合には、環境影響評価段階の調査により対象とすべき主要な要素の選定に漏れがないか確認する必要がある。

ウ 手法の重点化・簡略化の整理

抽出された対象とすべき要素に対して、地域特性把握、事業特性把握の結果から、事業者として以下のような判断ができる場合には、要素ごとに手法の重点化（重点的かつ詳細に調査・予測・評価を実施）又は簡略化（簡略化した手法で効率的に実施）を行うかを整理し、その判断根拠を示す。

[手法の重点化を検討する要素]

- ・地域にとって特に重要と判断されたもの
- ・重大な影響が及ぶ可能性があるかと判断されたもの
- ・事業者が保全上特に重視したもの 等

[手法の簡略化を検討する要素]

- ・影響の程度が極めて小さいもの
- ・類似の事例により影響の程度が明らかなもの 等

重点化・簡略化はメリハリの効いたアセスメントの実施にとって有効な手段であり、それぞれの要素ごとに最も適した調査・予測・評価手法を選択するために行うものである。したがって、方法書段階での事業計画の熟度や実施した地域概況調査の精度等に応じて、重点化・簡略化に関する事業者の判断をできる限り方法書に記載しておくことが、より具体的な意見を引き出す上で望ましい。